

リスク委員会方針(Charter)

1 趣旨目的

- 1.1 リスク委員会(以下「委員会」)は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(以下「会社」)の取締役会傘下の委員会として、会社及び子会社(以下「グループ」)のリスク管理全般に関する諸事項の審議を行う。
- 1.2 委員会は、取締役会の決議に資することを目的として、グループの以下に関する事項を審議する。審議内容のうち重要事項について、取締役会に報告・提言を行う。
 - (1) リスク管理全般に関する重要事項
 - (2) トップリスク事案等に関する事項
 - (3) その他委員会で審議を要する重要事項
- 1.3 委員会は、6.に定める米国リスク委員会との関係において、委員会に求められる職務・責任を遂行する。

2 構成

2.1 委員会の構成

- (1) 委員会は、2名以上の社外取締役^(注)及び社内執行役にて構成し、委員の過半数は社外取締役とする。委員の任命は取締役会の決議によりこれを行う。

(注) 執行を兼務しない高い独立性を有する取締役を含む(以下同じ)
 - (2) 委員は、委員会の職務・責任を果たすために必要な専門性及び職務経験ならびにグループのリスクプロファイル及びリスク管理に関する理解を保持するものとする。委員会は、全体として、金融機関におけるリスク及びリスク管理に関する適切な知見・専門性を保持するものとする。
- 2.2 委員会の委員長の任命は、社外取締役の中から取締役会の決議によりこれを行う。委員長は、(1)委員会の会議の招集、(2)他の委員との協議に基づく議案のとりまとめ、ならびに(3)会議の運営を行う。
 - 2.3 委員長に事故あるときは、委員会によりあらかじめ定められた順序に従って、他の委員がこれにあたる。
 - 2.4 委員会の事務局はリスク統括部、融資企画部及び総務部(取締役会事務局)内に置く。

3 運営

- 3.1 委員会の会議は、原則として四半期毎に開催する。ただし、必要ある時は随時開催する。
- 3.2 委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができない。
- 3.3 執行を兼務していない取締役は、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 3.4 委員会の会議には、委員及び委員長の指示により事務局員が出席する。委員会は、必要に応じて、グループの取締役、執行役、執行役員、部長等ならびに下記 4.3 に定める外部専門家の出席を求める。
- 3.5 委員会は、必要に応じて、上記 3.4 に定める出席者を通じ、対象部室或いは子会社等と審議内容を共有する。
- 3.6 委員長または委員長が指名した委員は、委員会で審議した重要事項について、取締役会に報告もしくは提言を行うものとする。ただし、出席者に異なる意見がある場合は、その意見を付すことを要する。
- 3.7 委員会は、必要に応じて、グループ CRO 及び会社のリスク管理担当部署から、リスク管理に関する重要な事項について報告を受け、グループ CRO 及び会社のリスク管理担当部署と適切に連携する。
- 3.8 委員会は、会議の議事録を作成し、議案の質疑、審議、報告等の内容について適切に記録し、保管する。
- 3.9 委員会は、毎年、委員会の活動について自己評価し、取締役会に報告する。

4 権限

- 4.1 委員会は、取締役会に対する提言または報告のため、会社の所管部室或いは子会社等に対し、委員会の審議事項に係る資料の提出、事実関係の調査、対応策の検討、ならびに対応策の履行状況について委員会の会議において報告または説明等を求めることができる。
- 4.2 委員会が取締役会に対して提言を行った場合、委員会は、会社の所管部室に対し、対応状況等の報告を求めることができる。

- 4.3 委員会は、必要に応じて、取締役会の決議により、外部の専門家を任用し、委員会の審議に参加させることができる。
- 4.4 会社は、委員会がその権限を行使し、職務・責任を適切に果たすために必要と判断する資金及び他のリソースを提供する。
- 4.5 委員会は、6.に定める米国リスク委員会との関係において、委員会に求められる職務・責任を適切に果たすために必要な権限を有する。

5 職務・責任

5.1 リスク管理全般に関する重要事項の審議

- (1) 以下に掲げるグループのリスクテイク及びリスク管理の状況について、必要に応じて審議を行う。
 - 各リスク管理指標におけるリスクキャパシティ、リスクアペタイトの遵守状況
 - その他グループのリスクテイク及びリスク管理の状況に関する重要事項
- (2) 以下に掲げるグループのリスク管理フレームワーク及びリスク管理手法について、必要に応じて審議を行う。
 - リスクアペタイト・フレームワークのプロセス及びリスクアペタイト・ステートメント(リスクカルチャーを含む)の内容
 - その他グループのリスク管理フレームワーク及びリスク管理手法に関する重要事項
- (3) 以下に掲げるグループの計画・施策等について、必要に応じてリスクの観点から審議を行う。
 - 経営計画策定におけるリスクアペタイト検証(割当資本等)
 - 各種ストレステストのシナリオ・結果
 - その他グループの計画・施策等に関する重要事項

5.2 トップリスク事案等に関する事項の審議

- (1) グループの経営に重大な影響を及ぼすリスク、新たに発生したリスク、及び高まりを見せるリスクについて審議を行う。

5.3 その他委員会で審議を要する重要事項の審議

- (1) 5.1、5.2 以外で審議が必要であると委員長が決定した事項について審議を行う。

5.4 取締役会への報告・提言

- (1) 5.1 から 5.3 の審議内容のうち重要事項について、取締役会に報告・提言を行う。

5.5 監査委員会との情報交換・連携

- (1) 5.1 から 5.3 の審議内容等について、監査委員会と適宜情報交換・連携を行う。

6 米国リスク委員会との関係

- 6.1 米国リスク委員会規則及び米国リスク委員会運営要領の改廃、米国リスク委員長の任命は、委員会の決議によりこれを行う。
- 6.2 米国リスク委員会規則に基づき、米国リスク委員会で審議した重要事項について、委員会は米国リスク委員会から報告もしくは提言を受ける。
- 6.3 委員会では、米国リスク委員会の運営状況をモニタリングし、定期的に取り締役にその結果を報告する。
- 6.4 委員会では、米国リスク委員会で決定する『CUSO(Combined US Operation)レベルでの流動性リスク許容度』への事前同意を行う。
- 6.5 米国リスク委員会における決定・審議事項の内、特に重要な事項について、委員会は、必要に応じ米国リスク委員会に対し意見を述べ、或いは追加報告を求めることが出来る。また、米国リスク委員会に意見を述べ、或いは追加報告を求めた場合は、委員会はその旨を結果と共に、取締役会に報告もしくは提言を行う。
- 6.6 委員会及び指名・ガバナンス委員会では、取締役会での米国リスク委員会メンバー選任に先立ち、米国リスク委員会メンバー候補者について審議し、取締役会に報告もしくは提言を行うものとする。

7 改定

- 7.1 委員会は、3.9 に記載した委員会の自己評価を踏まえ、毎年本則の有効性・適合性等をレビューして改定の要否を検討し、改定が必要と認めた場合には、取締役会に対し改定を提案する。

以上

付則

1. 本方針の施行を平成 29 年 12 月 1 日とする。

改定

平成 30 年 7 月 1 日 改定